清水町教委告示第15号

清水町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱を次のように定める。

平成28年９月30日

清水町教育委員会

清水町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、団体等が行う事業又は行事（以下「事業等」という。）に対し、清水町教育委員会が行う後援の名義使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義)

第２条　この要綱において、後援とは、団体等が主催する事業等に対し、金銭的支出を伴わず、単に町が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

（対象団体等）

第３条　後援の承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　国又は地方公共団体

⑵　公益法人又は特別の法律により設立された法人

⑶　新聞､ラジオ、テレビその他報道機関

⑷　前各号に掲げるもののほか、公益的性格を有し、かつ、団体等の存在及び基礎が明確で、教育委員会が事業推進能力が充分にあると認める団体

２　前項の規定にかかわらず、個人、親睦団体、会社その他の営利団体（前項第３号に該当するものを除く。）、政治団体及び宗教法人には、原則として承認しない。

（対象事業等）

第４条　後援の承認の対象となる事業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　町民生活の向上に寄与するものと認められること。

　⑵　公益性を有するものであって、特定の流派や系列に属せず、主催者の構成員の親睦を目的とするものでないこと。

　⑶　事業等の範囲が全町にわたり、町内又は近隣で開催されるものであること。ただし、町行政の推進の上で特に必要と認めるものについては、この限りでない。

⑷　営利、収益事業に類するものでなく、かつ、入場料等が適切であること。

⑸　特定の政治活動又は宗教活動を内容としないこと。

　（申請）

第５条　後援承認の申請をする場合には、当該事業等の開始の１か月前までに後援申請書（様式第１号）に次の関係資料を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会は、関係資料の一部の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める関係資料の添付を省略させることができる。

⑴　団体の規約又は会則の写し

⑵　団体役員名簿

⑶　事業計画書

⑷　事業等の収支予算書

⑸　その他必要な事項

　（承認等）

第６条　教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、当該申請の内容を審査し、後援を承認するときは後援承認通知書（様式第２号）により、後援を承認しないときは後援不承認通知書（様式第３号）により、申請者に対して通知する。

　（報告）

第７条　後援を受けた者は、当該事業等の終了後１か月以内に後援事業等終了報告書（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

　（文書の経由）

第８条　この要綱に基づき教育委員会に提出すべき文書は、教育総務課を経由するものとする。ただし、後援の承認に関する事務は、当該後援に係る事業等の内容に関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成28年10月１日から施行する。